

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	東京成徳短期大学
設置者名	学校法人 東京成徳学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
	幼児教育科	夜・通信			7	7	7	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

公表方法：法令に基づく情報公表 <https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/>
 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること（第1項第6号関係）
 実務経験のある教員等による授業科目一覧
https://www.tsu.ac.jp/media/2026_04-01-07.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	東京成徳短期大学
設置者名	学校法人 東京成徳学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.tokyoseitoku.ac.jp/about/officer/index.html>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	東京都立大学名誉教授・ 東京都立大学法科大学院 客員教授	令和7年6月14日 ～選任後四年以内に 終了する会計年度の うち最終のものに関 する定時評議員会の 終結の時まで	ガバナンス改革
非常勤	赤城印刷株式会社 代表取締役	令和7年6月14日 ～選任後四年以内に 終了する会計年度の うち最終のものに関 する定時評議員会の 終結の時まで	ガバナンス改革
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東京成徳短期大学
設置者名	学校法人 東京成徳学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 各年度開講授業のシラバス作成は前年度3月末に公表できるように、全学教務委員会から、各授業担当教員へ向けて、11月に作成依頼をするとともに、各授業教員が執筆時の要点について、理解が深まるよう「シラバス作成の手引き」の必読を促している。 シラバスは、授業内容・方法、ディプロマ・ポリシーと当該授業との関連、到達目標、授業計画表、成績評価基準と評価方法、実務経験のある教員等の授業(実践的授業含む)であること、事前事後学修を促す内容、アクティブラーニングの方法、ICTの活用等が明示されるよう求めている。 また、完成までには、第3者による、「シラバスチェック」を実施し、カリキュラム方針に基づき、すべての科目のチェック(点検)を行っている。	
授業計画書の公表方法	Webシラバス(講義概要) https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/#0a5fccaf ※画面左の「シラバス参照」 https://www1713.tsu.ac.jp/uprx/から検索画面に遷移し、シラバス検索画面において閲覧希望の授業名等を入力してください。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 単位認定に当たっては、「学則」第26条並びに「授業の成績評価のアセスメント方針」に則り、各授業科目の到達目標に照らし、試験、レポート等の成績評価方法により学修成果、学修到達度を判定し、単位認定を行っている。 成績評価については、科目内の成績評価の割合を原則としてSは10%程度に制限することや、各科目のGP(グレード・ポイント)平均値が概ね1.80から3.00の範囲に分布するように教員に求めている。 学生に対しては、各科目のGP、及び学期や学年の累計GPA(グレード・ポイント・アベレージ)が2.00以上になるよう学修成果向上を奨励している。 また、学期末のGPAが1.00未満の学生に対しては、「特別アドバイス制度」及び「学業経過観察制度」を設け、必要に応じて「厳重注意」を行い、それでも学修成果が向上しない場合は学長が退学勧告を行う等、厳格かつ適正な指導及び単位認定を行っている。 成績評価方法・基準や各制度の学生向け周知については、シラバスに明記するとともに、学生便覧への記載やオリエンテーション時にも説明し、不明な点は教務課或いは学修支援課に尋ねるよう周知している。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

本学では客観的な指標として GPA 制度を設け、履修規程に以下のとおり規定し運用している。

また、これを用いて、学生が学年のどの位置にあるかを把握できよう、成績の分布データ資料を学年ごとに集計・作成し、算出方法ともども大学ホームページで公表している。

【GPA分布】

公表方法：<https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/>

履修規程 短期大学（幼児教育科）：https://www.tsu.ac.jp/media/2026_05-01-11.pdf

履修規程関係部分抜粋

(成績評価)

評価	区分	評点	GP	評価基準の記述
S	合格	90～100	4.0	当該科目の目的とする内容をほぼ完全に修得し応用力がついたと認められる
A		80～89	3.0	当該科目の目的とする内容を十分に理解し修得したと認められる
B		70～79	2.0	当該科目の目的とする内容をほぼ十分に理解したと認められる
C		60～69	1.0	当該科目の目的とする内容の最低限の理解は得られたと認められる
D	不合格	0～59	0.0	当該科目の目的とする内容の理解に及ばない

*GP（グレード・ポイント）は「各評価段階の得点」を示す。

注1 他の大学・短期大学で修得した単位認定などの評価は「認定」とし、GPAに算入しない。

注2 履修登録した科目について、定められた期間内に「履修取り消し」の手続きをとらず履修放棄した場合はD評価（不合格）とする。

注3 定期試験欠席者や再試験対象者への暫定的な評価について、所定の試験欠席事由により届出し、追試験実施対象となった場合は「追」、再試験対象者となった場合は「再」と表記する。

注4 前項での最終評価は、追試験受験者は上表のいずれか、再試験受験者の評価は「B」、「C」、「D」のいずれかとする。

(GPA（グレード・ポイント・アベレージ）の算出方法)

学生の学業成績を測る基準として、GPA 制度を採用し、その計算方法は以下のとおりとする。

$$GPA = \frac{(S \text{ の単位数} \times 4) + (A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1)}{\text{履修登録科目総単位数}}$$

*小数点第3位以下四捨五入

*分母の総単位数には、不合格科目（評価が「D」）の単位数を含む。

*累計 GPA は、入学後に履修した総ての科目についての GPA を表示する。

*不合格科目となった授業科目を再履修した場合、以前不合格となった授業科目は累計 GPA 値算出対象外とする。

客観的な指標の算出方法の公表方法	客観的な指標の算出方法の公表方法については、本学ホームページの情報公表のページ内に公表している。また同ページ内に履修規程を公表し、客観的な指標の算出方法を規定している。 公表方法：https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/ ・成績評価基準・GPA（グレード・ポイント・アベレージ）の算出方法 https://www.tsu.ac.jp/media/2026_05-01-01.pdf ・履修規程 短期大学（幼児教育科） https://www.tsu.ac.jp/media/2026_05-01-11.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） 「ディプロマ・ポリシー」 本学では、建学の精神・教育理念に即し、かつ所定の単位を修得した学生に、卒業が認定されます。 ① 社会生活や職業生活において必要な教養と社会性、基礎的技能を備えている。 ② 保育者として必要な専門的知識を修得している。 ③ 教育・保育の場で必要となる専門的技能を修得し、実践力・即応力を発揮できる。 ④ 課題を探究し解決する力を備えている。 ⑤ 職業人として求められる責任感と倫理観及び他者と協働する力を修得している。 学位授与の方針の策定については学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第16号）『「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン』等を踏まえ策定されている。 公表は大学ホームページ、大学案内等を通じて行っている。また、学生向けには3つの方針を載せた学生便覧を新入生全員に配布している。 本学の卒業要件は、「学則」第31条で規定されているとおり、2年以上在学し、第23条の規定に基づく授業科目を履修して62単位以上を修得することとなっている。 各授業科目の単位認定については、前述2で示したとおり、「授業の成績評価のアセスメント方針」に則り、「到達目標」に照らし試験、レポート等の成績評価方法により学修成果、学修到達度を判定し、単位認定を行っている。 卒業にあたってはこれらを踏まえ、卒業要件を満たした者に対して卒業判定会議の意見を聴いて、学長が卒業認定を行っている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること（第1項第1号関係） https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/ 教育方針 https://www.tsu.ac.jp/guide/policy/ 短期大学の教育方針（3つのポリシー） https://www.tsu.ac.jp/junior-college/policy/

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	東京成徳短期大学
設置者名	学校法人 東京成徳学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.tsu.ac.jp/media/2026_11-01-02.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.tsu.ac.jp/media/2026_11-01-02.pdf
財産目録	https://www.tsu.ac.jp/media/2026_11-01-02.pdf
事業報告書	https://www.tsu.ac.jp/media/2026_11-01-01.pdf
監事による監査報告(書)	https://www.tsu.ac.jp/media/2026_11-01-02.pdf

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		
中長期計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:	https://www.tsu.ac.jp/guide/education/selfrating/junior-college/
-------	---

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:	https://www.tsu.ac.jp/guide/education/selfrating/junior-college/
-------	---

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 幼児教育科
教育研究上の目的（公表方法：法令に基づく情報公表・大学の教育研究上の目的及び第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針に関すること https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/) 短期大学の教育研究上の目的：https://www.tsu.ac.jp/guide/purpose/purpose-junior-college/
(概要) 本学は、教育基本法並びに学校教育法の精神にしたがい、次代の国民形成に大きな役割を担うものに対し、広く知識を授けるとともに学芸・技能の専門教育を施し、人格の完成をはかり、社会に有為な高い教養人及び職能人を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。（東京成徳短期大学学則 第 1 条） 「幼児教育科」 就学前の子どもの教育や保育についての専門教育と研究を行い、教育・保育実践力の向上と一人ひとりの個性を伸ばして、社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の養成を目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：法令に基づく情報公表・大学の教育研究上の目的及び第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針に関すること（第 1 項第 1 号関係） https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/) 教育方針・短期大学の教育方針 https://www.tsu.ac.jp/junior-college/policy/
(概要) 本学では、建学の精神・教育理念に即し、かつ所定の単位を修得した学生に、卒業が認定されます。 ①社会生活や職業生活において必要な教養と社会性、基礎的技能を備えている。 ②保育者として必要な専門的知識を修得している。 ③教育・保育の場で必要となる専門的技能を修得し、実践力・即応力を発揮できる。 ④課題を探究し解決する力を備えている。 ⑤職業人として求められる責任感と倫理観及び他者と協働する力を修得している。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：法令に基づく情報公表・大学の教育研究上の目的及び第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針に関すること（第 1 項第 2 号関係） https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/) 教育方針・短期大学の教育方針 https://www.tsu.ac.jp/junior-college/policy/)
(概要) 本学では、建学の精神・教育理念に即した学生を養成することを基本とし、科の目的である社会のニーズに応えられる資質の高い幼稚園教諭、及び保育士の育成を行うため、以下のような方針に基づいてカリキュラム(教育課程)を編成します。 ・確かな専門的知識と研究意欲を育てるために、教育・保育の基礎・本質・目的を学ぶことができるカリキュラムを設定します。 ・保育の実践力と即応力を育てるために、教育・保育の対象理解や内容・方法について実践的に学ぶことができるカリキュラムを設定します。 ・総合的な学びにより豊かな人間性と社会性を育てるために教養科目のカリキュラムの充実を図ります。 ・魅力ある保育者を育てるために、個々の学生の得意な分野を伸ばし自己の課題を探究することを可能にするカリキュラムを設定します。

・「教育職員免許法」及び「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に基づき、免許・専門資格の取得に関するカリキュラムを設定します。
入学者の受入れに関する方針（公表方法： https://www.tsu.ac.jp/junior-college/policy/ ）
（概要） 1. 求める学生像 ①真摯な心を持ち、コミュニケーションを大切にする人 ②深い洞察と柔軟な考えを持ち、実践的・協働的に行動する人 ③学ぶ姿勢と意欲を持ち、創意工夫を重ね、なにごとにも積極的に取り組む人 ④保育者になるための資質と適性を備え、子どもの成長に関わりたいと思う人 ⑤子どもを取り巻く今日的課題に広範な関心を持ち、解決に向けて新しい可能性を探究したい人 2. 入学までに身につけておいてほしいこと ①高等学校の教育課程で学習した基礎的な知識・技能、特に日本語運用力（聞く、話す、読む、書くことの基礎力。漢検3級取得程度が望ましい。）を修得している。 ②人間や社会の様々な問題について関心を持ち、自分の考えを筋道を立てて文章化できる。 ③短期大学で学ぶ知識や技能を、卒業後、社会で生かしたいという目的意識があり、意欲的に取り組める。 ④学校でのグループ学習、課外活動やボランティア活動等の経験があり、他の人たちと協力しながら課題をやり遂げた成果物や記録がある。 ⑤入学前教育として求められる課題に最後まで取り組むことができる。 3. 入学者選抜方針 ①上記1. 2. を兼ね備えた入学者を適正に選抜するために、多様な入試種別及び選考方法を実施し、本学が求める資質・能力を多面的総合的に評価する。（※） ②特に、総合型選抜・学校推薦型選抜においては、受験生が目的意識を持った学科選択を行っているか評価する。 ※各入試の選考方法や評価の観点に関しては、学生募集要項をご確認ください。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法： https://www.tsu.ac.jp/guide/organization-chart/

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	1人	—					1人
幼児教育科	—	8人	7人	0人	1人	0人	16人
	—	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長			学長・副学長以外の教員				計

「該当なし」人		40 人	40 人
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)	公表方法： https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/gyouseki-jr/		
c. FD (ファカルティ・ディベロップメント) の状況 (任意記載事項)			
本学は、短期大学を含めた全学の「SD・FD 活動推進委員会」及び教育組織ごとの「FD 委員会」を設置している。 全専任教職員を対象とした「全学 SD・FD 研修会」を 2025 年度は 3 回実施した。テーマは次のとおり。第 1 回「本年度の課題と将来に向かっての取り組み (将来構想)」、第 2 回「キャンパスハラスメント最新事情 一何故起きる、どう対処する一」、第 3 回「少人数教育×アクティブ・ラーニング実践事例紹介～教員と学生が共に創る学び～」。 また「公開授業」期間 (6 月、11 月) では全専任教員が担当授業を公開し、授業の互見とコメント提出を通して交流を図った。 短期大学の FD 活動はアセスメント・ポリシーに則り実施されており、授業改善・学生指導に役立てるべく「学生による授業評価アンケート」等の各種調査及び「学生と教員による授業座談会」の内容や要望をもとに全専任教員が参加して計 8 回の FD 研修会を実施した。第 1 回はカリキュラムの成果と課題を検討し、第 2 回は資格・免許取得に課題を抱える学生への支援策を協議した。第 3 回は資格取得率・就職率をもとに教育実践の改善策を協議し、第 4 回は授業アンケートの結果を活用した授業改善を図った。第 5 回はメディアを活用した授業の推進について検討し、第 6 回は入試結果・アドミッションポリシーの達成度を検証した。第 7 回は授業座談会と前期成績分布について検討し、第 8 回は各種調査をもとに教育改善の方向性を確認した。			

④ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
幼児教育科	180 人	95 人	52.8%	360 人	191 人	53.1%	－人	－人
合計	180 人	95 人	52.8%	360 人	191 人	53.1%	－人	－人
(備考)								

b. 卒業生数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業生数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
幼児教育科	86 人 (100%)	3 人 (3.5%)	81 人 (94.2%)	2 人 (2.3%)
合計	86 人 (100%)	3 人 (3.5%)	81 人 (94.2%)	2 人 (2.3%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
進学先：東京成徳大学				

就職先：幼稚園（私立）、保育所（公立・私立）、認定こども園（私立）、児童養護施設、児童発達支援施設、㈱スタジオアリス
（備考）

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
（備考）					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要） 各年度開講授業のシラバス作成は前年度3月末に公表できるように、全学教務委員会から、各授業担当教員へ向けて、11月に作成依頼をするとともに、各授業教員が執筆時の要点について、理解が深まるよう「シラバス作成の手引き」の必読を促している。 シラバスは、授業内容・方法、ディプロマ・ポリシーと当該授業との関連、到達目標、授業計画表、成績評価基準と評価方法、実務経験のある教員等の授業（実践的授業含む）であること、事前事後学習を促す内容、アクティブラーニングの方法、ICTの活用等が明示されるよう求めている。 また、完成までには、第3者による、「シラバスチェック」を実施し、カリキュラム方針に基づき、すべての授業科目のチェック（点検）を行っている。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

（概要） 学修の成果に係る評価は、「学則」第27条並びに「授業の成績評価のアセスメント方針」に則り、各授業科目の到達目標に照らし、試験、レポート等の成績評価方法により学修成果、学修到達度を判定し、単位認定を行っている。 成績評価については、科目内の成績評価の割合を原則としてSは10%程度に制限することや、各科目のGP（グレード・ポイント）平均値が概ね1.80から3.00の範囲に分布するように教員に求めている。 学生に対しては、各科目のGP、及び学期や学年の累計GPA（グレード・ポイント・アベレージ）が2.00以上になるよう学修成果向上を奨励している。 また、学期末のGPAが1.00未満の学生に対しては、「特別アドバイス制度」及び「学業経過観察制度」を設け、必要に応じて「厳重注意」を行い、それでも学修成果が向上しない場合は学長が退学勧告を行う等、厳格かつ適正な指導及び単位認定を行っている。

成績評価方法・基準や各制度の学生向け周知については、シラバスに明記するとともに、学生便覧への記載やオリエンテーション時にも説明し、不明な点は教務課に尋ねるよう周知している。				
本学の卒業要件は、「学則」第 31 条で規定されているとおり、2 年以上在学し、第 23 条の規定に基づく授業科目を履修して 62 単位以上を修得することとなっている。 卒業にあたってはこれらを踏まえ、卒業要件を満たした者に対して卒業判定会議の意見を聴いて、学長が卒業認定を行っている。				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A 制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	幼児教育科	62 単位	有	48 単位
G P A の活用状況 (任意記載事項)		公表方法：公表方法：本学では、成績不振者に対して、GPA を目安とする「特別アドバイス制度」及び成績不振の状態を改善するための「学業経過観察制度」を履修規程において定め、その指導の指標として G P A を活用している。 公表方法：https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（第 1 項第 7 号関係） https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/ ・履修規程 短期大学（幼児教育科） https://www.tsu.ac.jp/media/2026_05-01-11.pdf		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法 https://www.tsu.ac.jp/guide/education/ir/report/		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：公表方法： アクセス https://www.tsu.ac.jp/guide/access/ キャンパスマップ https://www.tsu.ac.jp/campuslife/campus-jujo/ 十条台キャンパス概要 https://www.tsu.ac.jp/media/2026_06-01-01.pdf 体育館・グラウンド（千葉県八千代市） https://www.tsu.ac.jp/media/2026_06-01-02.pdf

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

2025 年度以降入学者 1 年次

学部等名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
幼児教育科	860, 000 円	200, 000 円	240, 000 円	その他内訳（施設設備費） 教育実習および保育実習などに参加する場合は別途徴収

2025 年度以降入学者 2 年次

学部等名	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
幼児教育科	900,000 円	300,000 円	その他内訳 (施設設備費) 教育実習および保育実習などに参加する場合は別途徴収

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) (概要) 学生の修学に係る支援については、クラス担任制及びオフィスアワー制度を設け、教員が学生の修学・生活相談に応じる他、相談事項によっては職員も相談に携る支援体制をとっている。 また、障がい学生支援においては学修の継続における合理的配慮の提供に向けて、専門委員会と学部学科、事務局が連携し、学生との建設的対話を重ねながら対応している。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) 本科には教職・保育職を目指す学生が多く入学しているが、一般就職や進学を希望する学生もあり、進路選択等に悩む学生に対して、クラス担任や事務局キャリア支援課スタッフ（キャリアカウンセラー有資格者）が個別に相談対応している。 保育職を目指す学生に対しては、1 年次後期から 2 年次後期にかけて、ビジネスマナー、履歴書・論作文の書き方、面接指導や卒業生による就職活動体験談等の講話を行っている。 また、公務員試験対策講座を学生のニーズに応じて 2 コースを設け、実施している。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
(概要) (概要) 保健管理センターに学生相談室と保健室を設置している。 学生相談室は授業期間中の週 5 日開室し、4 名の学生相談員が勤務している。学生の在学中に起こる様々な問題や悩みについて、公認心理師や臨床心理士などの専門資格を有し、心のサポートの経験が豊富な相談員に相談できる体制が整っている。 保健室は授業期間中毎日開室し、学生のみならず教職員その他学内にいる方の病気や怪我の応急処置の対応を行っている。また、保健室を学生生活の拠り所になっている学生もあり、学生相談室とは異なる形で学生の心のサポートに寄与している側面もある。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法： https://www.tsu.ac.jp/guide/education/disclose/

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F213310104375
学校名 (〇〇大学 等)	東京成徳短期大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人東京成徳学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		67人（48）人	62人（41）人	68人（48）人
内 訳	第Ⅰ区分	15人	15人	
	(うち多子世帯)	(一人)	(一人)	
	第Ⅱ区分	11人	11人	
	(うち多子世帯)	(一人)	(一人)	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(一人)	(一人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
	区分外（多子世帯）	30人	28人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				68人（48）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	一人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	一人	一人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	一人
計	人	一人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	一人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	一人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	一人	一人
計	人	一人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。